

令和4年度
岐阜県中小企業海外展開支援事業費助成金

募集のご案内

※申請される前に必ずお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

(公財) 岐阜県産業経済振興センター 経営支援部 資金課
〒500-8505 岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館 10階
TEL 058-277-1091 FAX 058-277-1095
e-mail kaigai-tenkai@gpc-gifu.or.jp

令和4年4月

(公財) 岐阜県産業経済振興センター

令和4年度岐阜県中小企業海外展開支援事業費助成金事業の募集について（ご案内）

1 事業目的

県内中小企業が実施する海外展開を目的とした市場調査や地域資源（商品やサービス、技術等）の改良(ローカライズ)、海外見本市等への出展に要する経費に対し、予算の範囲内で助成し、県内中小企業の海外展開を促進し、地域の発展と雇用創出、地域の活性化を目指す。

2 事業内容等

(1) 補助対象事業

①市場調査事業に要する経費

旅費、事務費（会場借上費、輸送費、印刷製本費、翻訳料、研修費、通訳料、保険料）、委託費（市場調査事業の一部を委託する経費に限る。）、専門家謝金、その他（公財）岐阜県産業経済振興センター（以下「センター」という。）理事長（以下「理事長」という。）が特別に必要と認める経費

②商品等改良事業に要する経費

旅費、事務費（産業財産権導入費、原材料・消耗品費、機械装置費・工具器具費）、委託費（商品等改良事業の一部を委託する経費に限る。）、専門家謝金、その他理事長が特別に必要と認める経費

③海外見本市等出展事業に要する経費

旅費、事務費（会場借上料、見本市等出展費（出展代行、オンライン出展を含む）、輸送費、印刷製本費、翻訳料、研修費、通訳料、保険料）、その他理事長が特別に必要と認める経費

(2) 補助対象者

県内中小企業者

(3) 事業の対象となる期間

交付決定日から令和5年2月28日までの期間に行われる事業

※前年度に支払った経費は補助対象外となります。

◆事前着手について

交付決定前に事業に着手すること（事前着手）は原則として認められません。

ただし、事業の性格上やむを得ない理由があると理事長が特に認めた場合は、この限りではありません（要綱第5条）。この場合、交付申請書に事前着手理由書を添付する必要があります。

なお、審査の結果、事業が補助事業として採択されても、事前着手に必要な経費が補助対象経費として認められない場合があります。

(4) 助成額について

助成対象経費、助成率、助成限度額、助成回数は、別表のとおりです。

(5) 助成事業の採択について

助成金の採択先に関する評価を行う場として「中小企業海外展開支援事業費助成審査委員会」を設置しています。センターが必要に応じて審査委員会を招集し、審査委員である専門家の意見を踏まえて採択先を決定するため、審査委員会の結果によっては、予算の範囲内であっても採択されないことがあります。また、採択事業者の助成申請総額が予算額を超えた場合、助成決定額は助成申請額を下回ることがあります。

なお、審査委員会は、申請の状況に応じて複数回開催する予定です。

3 申請の手続き

(1) 提出書類等

| 申請書類（法人・個人の場合） 各1部 | | 確認欄 |
|--------------------|--|-----|
| 1 | 助成金交付申請書（別記第1号様式） | |
| 2 | 助成事業実施計画書（別紙1（共通）） 市場調査事業（別紙1-2） 商品等改良事業（別紙1-3） 海外見本市等出展事業（別紙1-4） 助成事業実施スケジュール（別紙1-5（共通）） 申請時チェックリスト（別紙1-6（共通）） | |
| 3 | 事前着手理由書（事前着手が必要な場合） | |

| 添付書類 | | 確認欄 |
|---|---|-----|
| 1 | 申請者の定款（規約） | |
| 2 | 申請者の登記簿謄本（発行の日から3カ月以内のもの） | |
| 3 | 申請者の決算書（直近2期分） | |
| 4 | 以下の発行機関における「未納に係る税が無いことを証する書類」 ※納税証明書は申請時に取得可能な最新のを添付のこと | |
| | ① 県税事務所（所轄の県税事務所で全ての税目の納税証明書） | |
| | ② 市町村役場（完納証明書など） | |
| | ③ 税務署（所轄の税務署で「その3の3」、個人の場合は「その3の2」） | |
| ※その他必要な添付書類の詳細については、助成金交付申請書別紙1-6「申請時チェックリスト」を確認してください。 | | |

(2) 提出方法

原則、郵送。（できるだけ書留又は簡易書留をお願いします。）

(3) 提出（受付）期間

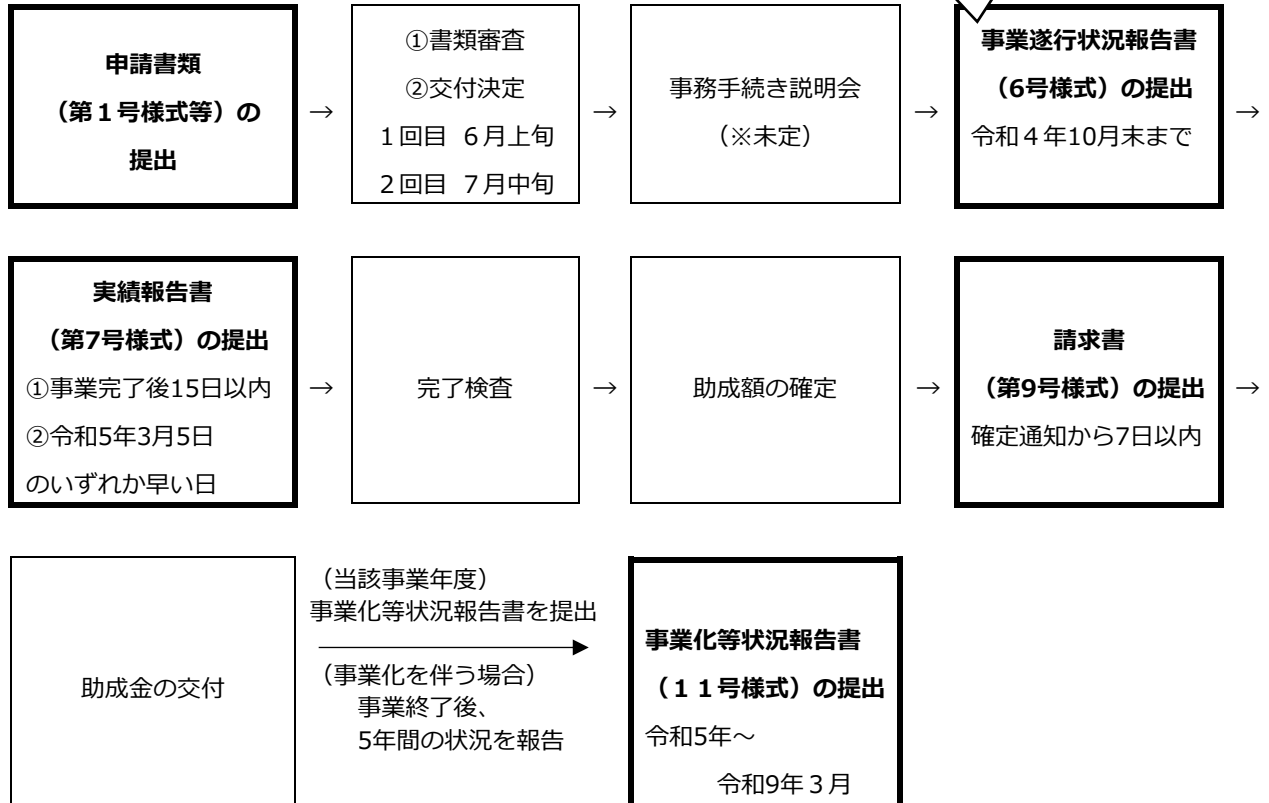
令和4年4月27日（水）～ 6月30日（木）（当日、消印有効）

(4) 提出先

(公財) 岐阜県産業経済振興センター 経営支援部資金課
〒500-8505 岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館10階
TEL 058-277-1091 FAX 058-277-1095

4 事業のスケジュール (参考)

※太字の項目が、申請者が行う手続きです。



5 その他

- (1) 事業実施に伴う経理書類等は、事業終了後5年間保存する必要があります。
- (2) 事業化を伴う場合、事業終了後5年間、事業化等の状況について毎年報告する必要があります。

- ◆本事業についての案内は、以下のウェブサイトでご覧いただけます。
※「助成金交付要綱」、「申請様式」等は同サイトからダウンロードできます。
<https://www.gpc-gifu.or.jp/>
- ◆ウェブ検索キーワード … 岐阜県産業経済振興センター 中小企業海外展開 助成金

別表

| 助成対象事業 | 助成対象経費 | 助成率 | 助成限度額 | 助成回数 |
|------------|--|--------------|---|---------------------------------|
| 市場調査事業 | <p>市場調査に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅費（渡航費は専門家1名、職員2名まで） ※ビジネスクラス、グリーン車等特別に付加された料金は対象外とする。 ・事務費（会場借上費、輸送費、印刷製本費、翻訳料、研修費、通訳料（1名）、保険料） ・委託費（市場調査事業の一部を委託する経費） ・専門家謝金 ・その他（理事長が特別に必要と認める経費） | 助成対象経費の1/3以内 | <p>上限 1,000千円</p> <p>下限 200千円</p> | 同一地域への調査は2回までとする。 |
| 商品等改良事業 | <p>商品等の改良に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅費（専門家、職員） ・事務費（産業財産権導入費（弁理士費用）、原材料・消耗品費、機械装置費・工具器具費） ・委託料（商品等改良事業の一部を委託する経費） ・専門家謝金 ・その他（理事長が特別に必要と認める経費） | 助成対象経費の1/3以内 | <p>上限 1,000千円</p> <p>下限 200千円</p> | |
| 海外見本市等出展事業 | <p>海外見本市等への出展又は商談会等の開催に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅費（渡航費は職員2名まで） ※ビジネスクラス、グリーン車等特別に付加された料金は対象外とする。 ・事務費（会場借上費、見本市等出展費（代行出展、オンライン出展を含む）、輸送費、印刷製本費、翻訳料、研修費、通訳料（1名）、保険料） ・その他（理事長が特別に必要と認める経費） | 助成対象経費の1/3以内 | <p>上限 1,000千円</p> <p>下限 200千円</p> | 令和2年度以降、同一の海外見本市等への出展は3回目までとする。 |

- 注1 単年度で複数の助成対象事業を実施する場合の助成限度額は、それぞれの合計とする。
- 2 交付額（交付決定額を含む。）は、助成限度額の下限を下回る場合がある。
- 3 助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これは切り捨てるものとする。
- 4 振込手数料、各種添付書類の発行手数料及び消費税等は助成対象外とする。
- 5 海外で課税される付加価値税(VAT)等も助成対象外とする。